

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度米原市一般会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

米 原 市 長 角 田 航 也

提案理由

令和 7 年度米原市一般会計補正予算（第 4 号）については、法人市民税の還付を行うために一般会計予算の補正措置が必要となり、市議会を招集する時間的余裕がなかったため別紙のとおり令和 7 年 7 月 31 日に専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものである。

専決処分書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 7 年度米原市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年 7 月 3 1 日

米 原 市 長 角 田 航 也

令和7年度米原市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度米原市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,691,820千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年7月31日専決

米 原 市 長 角 田 航 也

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰越金		310,719	79,900	390,619
	1 繰越金	310,719	79,900	390,619
歳 入 合 計		23,611,920	79,900	23,691,820

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3, 105, 130	79, 900	3, 185, 030
	2 徴税費	386, 849	79, 900	466, 749
歳	出	合	計	
		23, 611, 920	79, 900	23, 691, 820

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰越金	310,719	79,900	390,619
歳入合計	23,611,920	79,900	23,691,820

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	3,105,130	79,900	3,185,030
歳 出 合 計	23,611,920	79,900	23,691,820

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国県支出金	地方債	その他	
0	0	0	79,900
0	0	0	79,900

2 歳 入

(款)19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	310,719	79,900	390,619
計	310,719	79,900	390,619

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 繰越金	79,900	前年度繰越金	79,900

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 賦課徴収費	89,522	79,900	169,422	0	0	0	79,900
計	386,849	79,900	466,749	0	0	0	79,900

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び割引料	79,900	市税還付金等 79,900